

札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業

高齢者の健康の保持・増進を目的として、札幌市内にお住まいの65歳以上の方を対象に、「はり」「きゅう」「あん摩マッサージ指圧」施術料金の一部を助成します（事前の申請が必要です）。

●助成を受けることができる方●

令和6年4月1日時点で、満65歳以上（昭和34年4月2日以前に生まれた方）

で、申請日において札幌市内に居住し、住民登録をされている方。

●助成の内容●

札幌市内の指定施術所で受ける「はり」「きゅう」「あん摩マッサージ指圧」の施術1回につき1,000円を5回まで助成します。

- 申請により、施術料金から1,000円が差し引かれる助成券5枚を交付します（健康保険の対象となる施術には使えません）。
- 本事業の施術の標準料金は3,000円です。ただし、施術内容や料金等について説明を受けて了承した場合は、標準料金を超える料金の場合もあります。

●助成期間●

助成券を受け取ってから、令和7年（2025年）3月31日（月）まで

●助成券の申請●

<申請書は、令和6年（2024年）5月13日（月）から受付します。>

3ページ目の申請書を切り取り、必要事項を記入のうえ、下記まで郵送または持参してください（申請書を確認後、助成券を郵送します）。

<申請受付締切日：令和7年（2025年）2月28日（金）>

郵送の場合、締切日の消印を有効とします。

ただし、申請者数が予算人数に達した場合、締切日前に受付を中止することがあります。

◆郵送・提出先（担当） ※ 区役所で申請や提出はできません

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所4階南側
札幌市 保険医療部 保険企画課（施術料助成事業担当）



● 指定施術所 ●

助成券が利用できるのは、札幌市が指定する施術所です。

- 指定施術所は、市内に約 330 か所あります。
本事業の施術は、「はり師」「きゅう師」「あん摩マッサージ指圧師」のすべて、または、いずれかの免許を保有している施術者が行います。
- 施術所一覧は、助成券をお送りするときに同封します。
また、札幌市ホームページにも掲載していますのでご確認ください。
健康・福祉・子育て ⇒ 健康（からだ・こころ） ⇒ はり・きゅう・マッ
サージ施術料の助成

▶ <http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/sejutsujosei.html>



● 助成券利用時の注意 ●

- 助成券には、氏名・生年月日が記載されています。
助成券を利用する際は、施術所で本人確認を行いますので、現住所が記載されている公的証明書（介護保険証、健康保険証、運転免許証など）を助成券とともに提示してください。
- 助成券に記載される有効期間を超えての利用はできません。
- 1日に2枚以上の助成券を利用することはできません。
- お引越しなどで札幌市民でなくなったときは、助成券を利用することができません。

● お問い合わせ先 ●

下記担当 または

札幌市コールセンター 電話：011-222-4894

⇒ （年中無休）8時～21時

◆ 担当

札幌市 保健福祉局 保険医療部 保険企画課 施術料助成事業担当

電話：011-211-2341 （平日）8時45分～17時15分

札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業
助成券申請書（兼同意書）

（あて先）札幌市長

記入日：令和・西暦 _____年____月____日

住所	〒 _____ 札幌市 _____区
	連絡先電話番号（平日日中連絡可能なもの） _____
フリガナ 氏名	フリガナ _____
生年月日	（明治・大正・昭和・西暦） _____年 ____月 ____日生

私は、令和6年度札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の助成券を申請します。

また、私が助成券を利用し助成額の決定にあたり必要があるときは、下記の内容について、札幌市が資料の提供又は報告を求めることを同意します。

【同意事項】

- 1 私が受けた施術の内容について、施術所に対し資料の提供又は報告を求めること
- 2 以下の法律に基づく私の療養費の支給又は医療の扶助の内容について、私が加入する健康保険等の保険者及び保護の実施機関に資料の提供又は報告を求めること
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
 - (8) 生活保護法(昭和25年法律第144号)

札幌市使用欄

住基確認	助成券発送